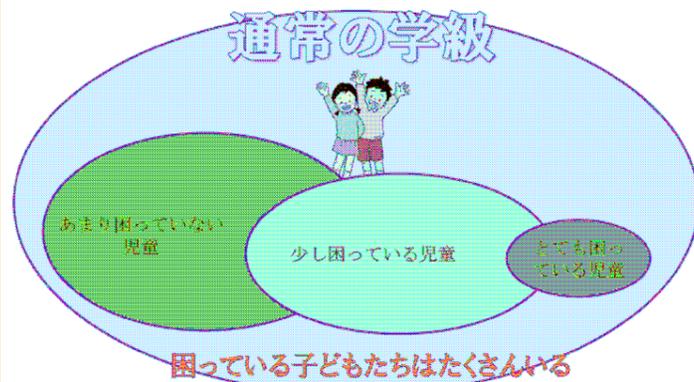


# 特別支援教育の対象は すべての子どもです

## 校内支援体制の例

なぜ全校児童が対象なのか



## 通常の学級への 段階的な校内支援体制

支援度	児童の実態	支援手順	支援内容
1	集団行動ができる 学習に課題	Coによる観察・支援	ルールの明確化 キーパーソンになる子への 働きかけ 保護者との連携
2	学習を進める姿勢に課題 他児の学習を妨害する	担任→学年→Co→ ケース会議→校内委員 会→具体的支援 (ケースbyケース)	他児の学習保障 対象児童のルール作り 他児に対象児童の不適切な 行動を模倣させない
3	逸脱行動が生じる 他の児童に危害を与える	緊急支援体制による 支援 (ケースbyケース)	クールダウン

(奈良市立烏見小学校 参照)

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理 平成22年12月24日

## 4 みちしるべ

4 相談するとき大切にしたい視点→子どもの可能性を信じて「理解」を深める

かかえごまない、おしつけない

保護者はその子の専門家  
保護者は、我が子のことをごく知る専門家です。保護者は、意見をまとめておきましょう。教育相談は、願いや目標、課題をもとにした具体的な将来を見通して、「子ども理解」を深めましょう。

教師は教育の専門家  
子どもは、子どもの中で育ちます。教師は、一人一人の子どもにも、集団から個をみることを忘れてはなりません。個をみることは、その子のよきところのあゆみを縦糸のようにみること、その時々子ども集団を横糸のように結びながら、必要です。さらに、保護者と連携することで、いくつもの糸を紡ぐことができます。また、日頃から校区内の各園(所)・学校との連携を深め、保護者に対して正確な情報を提供できるように努めることが重要です。

保護者と教師  
特に、小学1年生への就学については、保護者と教師の共通の理解のもとに相談する姿勢が大切です。ただし、判断すべきときに、全てを保護者に聞き入れて同調・容認するだけでは対応が難しい場合があります。総合的な情報提供  
子どもの能力を最大限に伸ばすために、教育委員会(関係機関を含む)に関する正確な情報を把握し、説明する責務があります。その一つの手法として、先駆保護者の経験に学ぶ機会や関係機関の意見等を聞く機会を設けることも有効です。

何ができないかではなく、何ができるか、どうすればできるかという視点が大切!

本学校見学に関する留意事項 一いつ行けばいいの?誰に頼めばいいの?~  
保護者が子どもの就学先を考えると、学校の雰囲気や教育内容が子どもに合いそうか、子どもがそれらをどんなふうに関心を持てるかは、気になることです。しかし、「いつ」「誰に」「どのように」伝えれば、期待するような学校見学(体験入学)ができるかが分からないのではないのでしょうか。そこで、市町村教育委員会が中心となり、保護者に対してその手続きを説明するとともに、学校に対しても見学の態勢を整えておくことが大切です。最近では、就学相談に先駆けて、オープンキャンパスのような気軽な自由な見学会を実施する学校もあります。なお、特別支援学校の見学会・体験学習会等の時期は、あらかじめ設定されているので、情報を共有しておきましょう。

就学相談に行く前に、いろいろな学校を見学したいのですが... 目標を明確にするので、教育委員会からの連絡をお待ちください。(各学校の標準の体制は、子どもや教職員の構成により、年度によって変わることがあります。)



国及び地方公共団体は、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

障害者基本法 (H23.8改正)

## 子どもの成長のために

子どもの教育的ニーズに応じた  
学習内容と環境が重要

「特別支援学級で、力をつけて欲しい。でも、周りに知られるのは困る。」

「みんなの中でみんなと共に成長することを大切にしたい。」

「できるだけみんなと一緒がいいんだけど・・・」

「個別に指導してしっかり力をつけてやりたい。」

「地域で暮らすことを考えると、友だちとのつながりも大切なことが分かった。」

「今この子にとって大切なことは何かが分かりました。」

「保護者の真意が分かりました。それならば、こういう取組ができるのでは・・・」

子どもの成長を願う  
という共通の目標に向かうことが大切です。



